

、総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 出 射 實 宮 本 英 美
由 喜 門 尊 藤 原 由 果 小 林 桂 治 石 黒 五 月
藤 原 和 正 大 森 茂 利
欠席委員
久 山 英 之

4. 農地利用最適化推進委員

大河原 律 夫 岡 崎 浩 山 内 桂 三 山 本 和 博
山 崎 徹 佐 藤 辰 也 吉 田 宏 福 池 正 美
射 越 誠 一 茂 成 和 延
欠席委員
山 本 祐 章

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭
事務局 横見瀬 文子
事務局 藤原 敬士
事務局 坂本 隆也

6. 議事内容

第1号議案 「農地改良の取扱いに関する要綱」の改正について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 農地法第4条許可申請について
第4号議案 農地法第5条許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和4年度瀬戸内市農業委員会、第7回の総会を開催します。それでは開会にあたり、会長よりごあいさつをお願いします。

議長（会長） （あいさつ） 本日は14件の案件が提案されていますので、皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事務局長 今回の成立報告をします。ただいまの農業委員の出席数は１０名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第７条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、推進員 山本委員（祐章）から欠席の届け出が出ていることを報告します。以降の進行につきましては、藤原会長よろしく願います。

議 長 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名します。2番委員の尾上委員、3番委員の出射委員よろしくお願ひします。

それでは、議題に入ります。まず、第1号議案「農地改良の取扱いに関する要綱」の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、「農地改良の取扱いに関する要綱」の改正についてです。

【「農地改良の取扱いに関する要綱」の改正について説明】

議長 「農地改良の取扱いに関する要綱」の改正について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長　ご意見ないようですので、採決に入ります。

ただ今の第1号議案「農地改良の取扱いに関する要綱」の改正について、承認に賛成の方、挙手願います。

議長 はい、全員賛成ということです。

続きまして第2号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、1 頁目をご覧ください。

【1 番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。○

農地の所在地は「呂久町山手 99-1」。登記、現況地目ともに

「田」。面積は599m²。譲受人の農地迄の距離は200m。耕作面積は、242,172.36m²。家族数及び耕作者数は、2名。取得理由は「増反による」もの。譲渡理由「相手方の要望」。所有権移転で10aあたり■ ■となっております。

【2番案件】

る畑を所有権移転するもので、問題ないと思います。

4 番案件ですが、譲渡人は現在、東京に居住しており、自分で耕作・管理ができないため、譲受人に相談したところ話がまとまりました。問題ないと思います。

議 長 第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入ります。
ただ今の第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして第 3 号議案、農地法第 4 条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料 2 頁目をご覧ください。

【1 番案件】

申請人「牛窓町鹿忍 3 4 8 1 番地 農業 株式会社三蔵農林 代表取締役 大塚 杉男」。土地の所在「牛窓町鹿忍 3 7 4 3 - 2」。地目は「田」。面積は「2 7 5 m²」。「牛窓町鹿忍 3 7 5 0 - 1」。地目は「田」。面積は「3 7 9 m²」。「牛窓町鹿忍 3 7 5 2」。地目は「田」。面積は「7 7 6 m²」。「牛窓町鹿忍 3 7 5 6 - 1」。地目は「田」。面積は「1, 5 3 9 m²」。転用目的は「露天駐車場及び堆肥舎」。施設の概要「平屋建 2 棟 3 8 0 m²」。農地区分は「第 2 種農地で 1 0 a あたりの収量は、米 4 2 0 kg」です。資金は、「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、転用申請であり、農用地区域外農地であり、また開発案件です。資料 7 頁をご覧ください。株式会社 三蔵農林から南西へ約 1 2 0 m に位置しています。
以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。1 番案件について、山本委員お願いします。

山 本 委 員 1 番案件についてご説明します。当該申請地は県道、水路、既存の駐車場及び堆肥置場に囲まれています。職員の駐車場及び資材を置くスペースが不足しているため、転用を行い、拡張する計画となっています。

特に、近隣農家には影響がないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいまの第 3 号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第4条許可申請について、1番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第4号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、3頁目をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。

1人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町尾張 205」。地目は「畑」。面積は「293㎡」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。土地の所在「邑久町尾張 206」。面積は「68㎡」。「邑久町尾張 207」。面積は「269㎡」。地目は「畑」。転用目的は、「共同住宅用露天駐車場」。

農地区分は「第3種農地で普通畑」です。資金は「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、転用申請であり、10aあたり■ ■。農用地区域外農地であり、また開発案件です。資料8頁をご覧ください。イズミゆめタウン邑久から北へ約50mに位置しています。

【2番案件】

譲受人「邑久町豆田1005番地1 鉄工業 株式会社福田鉄工 代表取締役 福田 稔也」。1人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。土地の所在「邑久町豆田 990-3」。地目は「畑」。面積は「548㎡」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。土地の所在「邑久町豆田 991-1」。地目は「畑」。面積は「1,208㎡」。

3人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。土地の所在「邑久町豆田 991-2」。地目は「畑」。面積は「1,433㎡」。

4人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。土地の所在「邑久町豆田 996」。地目は「畑」。面積は「376㎡」。「邑久町豆田 1082」。地目は「畑」。面積は「45㎡」。転用目的は「露天駐車場及び露天資材置場」。

農地区分は「第2種農地で普通畑」です。資金は「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、転用申請であり、10aあたり■ ■。農用地区域外農地であり、また開発案件・諮問案件です。資料9頁をご覧ください。福田鉄工から北西へ約10mに位置しています。

【3番案件】

借人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■」。土地の所在「邑久町箕輪 703-1」。地目は「畑」。面積は「410㎡」。転用目的は「農家住宅」。施設の概要は「平屋建 1棟 90,62㎡」。建ぺい率は「22.10%」。農地区分は「第1種農地で普通畑」です。資金は「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定であり、10aあたり■ ■。農用地区域外農地です。資料10頁をご覧ください。社会福祉法人 邑久ナーシングホームから南へ約400mに位置しています。

【4番案件】

借人「東京都品川区大崎一丁目11番2号 販売業 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信」。1人目貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。土地の所在「長船町飯井 446-1」。地目は「田」。面積は「453㎡」。

2人目貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。土地所在「長船町飯井 448-1」。地目は「田」。面積は「729㎡」。

3人目貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。土地の所在「長船町飯井 450-5」。地目は「田」。面積は「415㎡」。

4人目貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。土地の所在地「長船町飯井 452-8」。地目は「田」。面積は「689㎡」。

転用目的は「店舗」。施設概要「平屋建 1棟 205.25㎡」。農地区分は「第1種農地で米540kg」。資金は、■ ■。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定であり、10aあたり■ ■円。農用地区域外農地であり、開発案件です。資料11頁をご覧ください。株式会社 坂本運輸から南へ約200mに位置しています。

【5番案件】

譲受人「岡山市南区浦安南町16番地5 不動産業 株式会社コクエイ 代表取締役 氏房 信明」。1人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。土地の所在「長船町福里 100」。地目は「田」。面積は「1,271㎡」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■
■■」。土地の所在「長船町福里 101」。地目は「田」。面積
は「1,717m²」。

【6 番案件】

「長船町福岡 1128-3」。面積は「3.20㎡」。いずれも地目は「田」。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「2階建 6棟 348.60㎡」。建ぺい率は「33.00%」。

【7番案件】

■■」。土地の所在「長船町八日市 279-5」。面積は「175 m²」。「長船町八日市 279-6」。面積は「196 m²」。地目は「田」。転用目的は「一般住宅」。施設概要は「平屋建 1棟 124, 21 m²」。建ぺい率は「33.30%」。

譲受人「邑久町豊原１１７番地１ 不動産業 株式会社丸通地建 代表取締役 近藤 友一」。譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。土地の所在「長船町服部 １０８７－１０」。地目は「田」。面積は「３６６㎡」。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「平屋建 ２棟 １２６．００㎡」。建ぺい率は「３４．００％」。

特別養護老人ホーム長船荘から北西へ200mに位置しています。

議長 続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。1 番案件について、山崎委員より説明をお願いします。

共同住宅の建設に伴い、居住者用駐車場として利用する目的で、譲渡人2名とも話ができたということです。排水等についても問題ありません。

佐藤委員 2番案件についてご説明します。

議長　　続きまして、3番案件、吉田委員より説明をお願いします。

借人と貸人の関係ですが、義理の親子です。譲渡人の農地に、農家住宅を建てるということで排水の件も問題ありません。

福池委員 4番案件についてご説明します。

当該案件は、この地区初のコンビニエンスストアの建設となります。
申請農地の地権者、水利組合とも話ができておりますので、問題ありません。

射越委員 5番案件についてご説明します。

– 8 –

議 長 続きまして、6番、7番案件、山本委員は欠席であります。事務局代読をお願いします。

事 務 局 6番、7番案件についてご説明します。
山本委員よりお聞きしている回答ですが、6番案件、7番案件について排水問題や隣接する農地の承諾や、確認が取れているので、特に問題ないとのことです。以上です。

議 長 続きまして、8番案件、茂成委員より説明をお願いします。
茂 成 委 員 8番案件についてご説明します。
建売分譲住宅として利用する計画です。隣地の影響ありませんし、排水の件も問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ただ今の第4号議案 農地法第5条許可申請1番案件から8番案件につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)
それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。
第4号議案 農地法第5条許可申請について、1番案件から8番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、6頁目をご覧ください。
【第5号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ただ今の第5号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)
ご意見ないようですので、第5号議案につきまして、承認とします。
それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の総会の予定については、11月の通常総会は、11月10日木曜日に瀬戸内市役所 2F大会議室で開催予定です。12月の通常総会は、12月1日木曜日に瀬戸内市市役所 2F大会議室で開催予定です。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見ありませんので、これをもちまして、令和4年度10月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和4年10月11日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員